

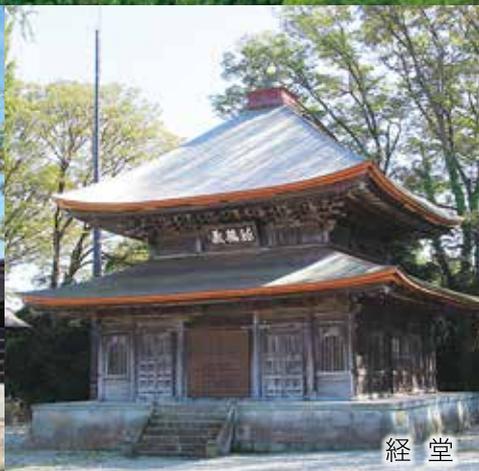
# ほうじん HIT

ひみ いみず たかおか

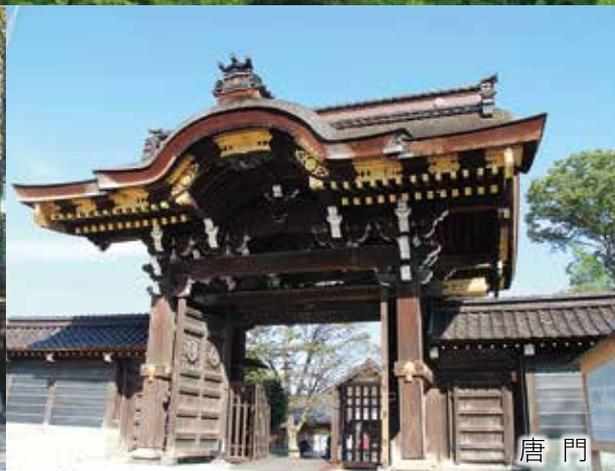
第119号  
2022



鼓堂



経堂



唐門

## — contents —

特別座談会「署長年頭インタビュー」	2	法人会活動報告 支部研修会・年末調整説明会・青年部会セミナー	13	税理士会だより	19
令和4年度税制改正に関する提言(要約)	6	青年部会・女性部会情報	14	国税の窓	20
提言活動	9	令和3年度中学生の「税についての作文」受賞者	15	自主点検チェックシート	22
全国青年の集い「佐賀大会」	10	令和3年度中学生の「税についての作文」受賞作品	16	新会員会社紹介/新会員のご紹介	23
法人会活動報告 雇用管理研修会・改正税法研修会・決算期別研修会・実務講座	12	納税功労<税務署長表彰>/税を考える週間特別講演会/オンデマンド紹介	18	総会記念講演ご案内/表紙説明	24



## 出席者

高岡税務署長 豊道 和彦	広報委員長 西村 博邦 (西村工業株)	
	副委員長 稲田 祐治 (加越能バス株)	八嶋祐太郎 (八嶋(名))
	広報委員 土田 一清 (三幸株)	西川 隆宏 (西川工業株)
	放生 正孝 (株スカイ)	

西村： 明けましておめでとうございます。本年も、よろしく願いいたします。



署長： 皆さん、明けましておめでとうございます。こちらこそ、よろしく願いいたします。

西村： 本日は、豊道署長にはご多用の中、公益社団法人高岡法人会の広報誌インタビューをお受けいただき、ありがとうございます。

広報委員会では、新署長の人となりを知っていただくため、107号からインタビュー形式に取り組んでおり、豊道署長にご協力をお願いした次第です。

今回は、今月発行の119号に掲載いたしますので、よろしく願います。

初めに、出身地、経歴等も含めて自己紹介をお願いします。



署長： 出身は福井県坂井市旧三国町で、東尋坊・ズワイガニでご存じの町です。

毎年5月20日に行われる三国祭は、高岡御車山祭、七尾青柏祭と並んで北陸三大祭と言われており（諸説ありますが）、子供の頃からお祭りが近づいてくるとそわそわと落ち着かなかったことが思い出されます。ちなみに、20代の頃は祭の山車に乗って囃し方で三味線を弾いておりました。

現在の居住地は、金沢国税局勤務を命ぜられた平成10年から金沢市内の公務員宿舎に家族で引っ越し、

丸23年が経ちました。実は、平成7年に自宅を新築したばかりだったので金沢まで電車通勤を考えましたがその当時は特急列車の連絡も悪く、また単身赴任をしたくなかったこともあって、宿舎生活を選択しました。この23年間は両親に自宅を守ってもらいながら月に1回程度帰宅するだけでしたが、本年7月の定年を機に自宅へ戻り、一息つきたいと思っています。

経歴ですが、昭和55年4月に金沢国税局へ採用となり、枚方市にある税務大学校大阪研修所で一年間の研修を受け、大阪国税局管内の近江八幡税務署所得税部門に配属されました。大阪国税局管内に配属されると、なかなか地元へUターンするのは難しい時期でしたが、タイミングよく翌年の人事異動で金沢国税局へ出向することができました。

その後、福井、三国、小浜、小松、金沢の各税務署と金沢国税局、国税庁金沢派遣監察官、税務大学校金沢研修所、金沢国税不服審判所で勤務し、昨年7月に高岡署に着任しました。42年間の勤務のうち、主に総務事務、管理運営事務などの内部事務に従事しており、調査・徴収事務の経験はほとんどありません。税務署といえば、税務調査や滞納処分と思われるかもしれませんが、企業と同じで税務署もいろんなセッションで成り立っています。

変わった仕事でいいますと、国税局には監察官室という係が設けられており監察官として2年間従事しました。ご承知のように税務署では税金という公金を取り扱うとともに大量の納税者情報を取り扱っており、ひとたび情報漏洩や職員の不祥事が発生すれば税務行政への信頼を著しく損なう結果となることから、

監察官は職員に対し綱紀の厳正な保持や非行の未然防止を図るため、予防講話を実施するなどして注意喚起を行っていました。

西村： 三味線は何曲ぐらい弾かれたのですか。

署長： 山車は地区ごとにあり、三国神社に行く音楽と帰りの音楽が違うのですが、合わせて4曲ぐらい覚えています。隣の人が長く三味線を弾いており、その方が弾いているのをテープに録音し、家で聞きながら練習しました。山車は3年に1回当番が回ってくるので、3回弾きましたが、3年経つと忘れるので、毎回、家で練習しました。



八嶋： 富山県内の税務署勤務は初めてですか。

署長： 富山県での勤務は初めてになります。人生の節目で現役最後の年に高岡税務署に勤務させていただき大変光栄に思っております。

八嶋： 高岡税務署に着任されての印象はどうでしたか。

署長： 高岡税務署までは金沢市内の宿舎からバスと電車を乗り継ぎ、高岡駅で降りてから徒歩で約15分の道のりを通っています。高岡駅をはじめ駅周辺の道路はきれいに整備され歩道も幅広く歩きやすいのですが、日除けになるところがなく、真夏の炎天下での暑さは厳しいものがありました。

一方、管内には、ユネスコ無形文化遺産に登録された高岡御車山祭をはじめとする伝統行事、国宝瑞龍寺や高岡大仏などの名所旧跡、伝統工芸品として指定を受けた高岡銅器、高岡漆器、越中福岡の菅笠もあり、また高岡市の山町筋や金屋町など古い町並みが残っているなど、歴史や文化を大切にされている所だと感じました。

また、私は旧三国町で育ったこともあり、カニといえばズワイガニかセイコガニ（石川では香箱ガニ）ですが、管内の射水市は紅ズワイガニが有名だと聞いていましたので、昨年12月に食べてきました。名前のおりきれいな赤色をしており、味のほうもカニの甘みもあってズワイガニと遜色なく美味しかったです。値段も手ごろなので三国で買えるのであれば、紅ズワイガニを選ぶかなと思いました。

稲田： 高岡税務署長に着任されての抱負をお聞かせください。

署長： 高岡税務署は明治29年に開庁して昨年7月で125年を迎え、私は第76代の署長を拝命しました。職員数は私を含め83名で、署の規模からすると金沢国税局管内で4番目の大きさになります。7月の着任した際に職員に対して、長引くコロナ禍ではあるが署員が一丸となって連携・協調すれば越えられない山はない、という話をさせていただきました。

また、高岡税務署では30代40代の職員数が少なく



20代の若手職員が全体の3割強を占めていることから、若手職員の育成が今後の税務行政に大きく関わってくると思っており、幹部職員が講師となって調査手法等の伝承塾を開催し若手職員のスキルアップを目指しています。

本年も、申告所得税等の確定申告の時期が近づいて参りました。

ご承知のように、令和元年分と令和2年分の確定申告期限がコロナウイルス感染防止対策のため3月15日から1か月間延長されましたが、現在のところ令和3年分の確定申告においては延長する予定はありません。

高岡税務署の申告相談会場は他署に比べ来署される納税者の方が多く、毎年非常に混雑しますが、三密を回避する目的もあり、昨年から入場整理券方式を導入し、一日の来署者数を制限する取組を始めました。

幸いにも、昨年は期限を1か月間延長したことで、一日の来署者数を制限しても対応することができましたが、本年は1か月で同じ来署者数の対応をしなければならないことになります。申告会場のキャパは決まっており広げることもできず、また職員を増員することもできない状況の中で、どうやって来署者の対応をスムーズに行うかが悩みどころであります。

そこで、本年は2月1日から前倒して来署者を受け入れ、少しでも混雑緩和に取り組むこととし、その対策として、各市の広報誌に早めの来署を呼びかける記事の掲載や、早期申告が見込めそうな納税者に対しDMによる案内の実施、及び昨年に引き続き、申告会場への入場の際には入場整理券方式を実施するなど、様々な対策を採ることとしております。

なお、入場整理券方式は会場当日配布するほか、国税庁LINE公式アカウントからのオンライン事前取得も可能となっておりますので、是非、ご利用ください。

税務署は従前からe-Taxによる電子申告を推進していますが、スマホによる申告もより便利に使いやすくなっており、混雑している税務署へ行かずに、ぜひ自宅等からのe-Tax申告にチャレンジしていただきたいと思っております。

西村： e-Tax（電子申告）する人が多くなれば混雑も緩和されると思います。デジタル庁も発足されるなど、電子政府というか、e-Taxを普及していくことは大事だとは思いますが、我々みたいな年齢的にアナログ人間には、少し難しいところもあります。

署長： 昨年は、スマートフォンから手軽に申告できますよという広報させていただいたところですが、今年は、スマホで源泉徴収票を撮影すればスマホにデータが取組まれ、また、マイナポータル連携で医療費等が自動的にスマホに入力されるなど簡単になります。

確定申告で税務署に来られた方に、「スマホでも申告できますよ。」とお話しし実際スマホで申告していただき、来年は、自宅でスマホ申告していただくようになればと思っています。

西村： 習うより慣れろですかね。

土田： e-Tax の割合は、どれくらいですか。

署長： 金沢国税局では申告所得税は6割ぐらいいかなと思います。法人税は、税理士関与割合が高いこともあり9割以上がe-Tax 申告です。



西川： 大阪国税局を皮切りに、これまでいろいろな勤務につかれています。署長さんが一番印象に残っている仕事は何ですか。

署長： 税務署には、納税者の方が

税金を納めるための納付窓口が設置されています。確定申告時期を除く平常月でも多い時で一日に20件以上の納税があります。領収した税金は、毎日17時以降に領収証書と領収額が一致するか確認し、翌日に職員2名で取扱銀行まで持込んで払込手続きをする流れになっています。私が、平成16年7月に金沢国税局徴収部管理課（現在は、管理運営課）に配属された際に、領収件数の多い署及び署から取扱銀行までの距離が遠い署を三署選考し、取扱銀行への払込手続きを外部業者に委託するよう国税庁から指示がありました。職員の危機管理の面と事務効率の面からの施策でしたが、全国的に前例も少なく苦労した思い出があります。三署の取扱銀行へ何度も臨場し、趣旨説明に始まり外部業者から現金等の引渡し方法等について協議をしました。次に、委託業者の入札に際して細かな仕様書の作成にも苦労し、銀行と委託業者との板挟みにあいながら最初の選考から5か月余りでようやく銀行・委託業者との三者契約が成立し、平成17年4月から実施することができました。

なお、高岡税務署は外部委託の対象署になっており、現在もまだ継続していることに少し感動を覚えました。

その頃の税金の納付方法は、納税者の方が金融機関又は税務署の窓口で納めるか、個人の方であれば振替納税で納める方法しかありませんでした。ところが、現在では、納付税額が30万円以下であればコンビニの窓口で納付ができますし、インターネットバンキングやクレジットカードを利用して納付することもできます。

ご承知のように税務署では、e-Tax を利用した電子申告や電子納税の利用促進を推し進めており、長引く新型コロナウイルス感染防止の観点からも非接触・非対面方式によるキャッシュレス納付の推進に取り組んでいます。キャッシュレス納付とは、ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した電子納税、振替納税及びクレジットカードによる納付となります。このうち特にダイレクト納付については、インターネットバンキングの契約や電子証明書が不要で、毎月の源泉所得税や納付回数の多い消費税を金融機関の窓口で納付している納税者など、納付の機会の多い方にとって大変便利ですので、ぜひご利用いただければと

思います。

もう一つ印象に残っているのは、笑い話になります。同じく国税局の国税広報聴室に配属され、報道機関の記者の方と挨拶する機会があり、私の名刺を渡した際に、とよみちですと名乗ったのですが、豊道の漢字を見て、「ほうどう」とも読めるし、広報室にもってこいの名前だねと言われたことが今でも忘れられない思い出です。

土田： 人生観、信念、座右の銘などございましたらお願いします。

署長： 座右の銘というものはありません。人生観というのか分かりませんが、40年近く税務署という組織で働いていまして、周りの職員に助けられて今の自分がいると思っています。先ほども申し上げましたが、高岡税務署の今年のスローガンを「連携・協調」とし、全職員が一丸となって、コロナ禍における様々な対応に立ち向かうこととしました。

信念といいますかこだわりがありまして、人事異動で配置換えになった際は、前年踏襲することなく、まずは前任者のやり方を検証して、何か一つでも手を加えるつもりで仕事に当たっています。

放生： 趣味や余暇の過ごし方はどうでしょうか。

署長： 趣味は、ストレス発散や健康のために歩くことです。現在住んでいる宿舎は犀川に近く、土日は天気が良ければ犀川沿いを1時間ほど歩くことにしています。また、金沢市内にはウォーキングコースがいくつもあり、2時間程のコースを歩いたりもしています。コロナ禍の影響で開催は見送られていますが、以前は石川県ウォーキング協会が主催するウォーキングイベントに毎年のように参加し、25キロコースを歩いたこともありました。

放生： 私はランニングが大好きで、好きな時に好きなコースをランニングしており、ストレスの面で有効だと思います。1週間に1回は体を動かすようにしています。

署長： 7月には三国の自宅に戻りますので、金沢市内でウォーキングできるのももう少しになりました。

西村： 健康のためにマラソンもしてください。

放生： 少し、かたい話となりますが、税務行政の将来像などについてお願いします。

署長： 国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命はいつの時代も変わらないものです。

他方で、ICTやAIの進展、働き方の多様化などに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、税務行政を取り巻く環境は急速に変化しています。

こうした中においても、国税庁がその使命を果たし、納税者の信頼のもとで国の財政を支える組織であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応し、絶えず変化し続けなければなりません。



新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、世の中のデジタル・トランスフォーメーションへの流れが一気に加速していますが、デジタル化は官民を通じて取り組むべき国家的課題であり、国税庁においても、平成29年6月に公表した「税務行政の将来像」を改訂し、昨年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像2.0 -」を公表しました。

その中で、「納税者利便の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示しており、例えば、マイナポータルから確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込んで、数回のクリックで申告が完了する仕組みなど、申告等の各種手続や納税が、税務署や金融機関に赴くことなく、オンライン、キャッシュレスでできるということは、コロナ対応の新しい生活様式にも適合するものでもあります。

一方で、申告・納付のデジタル化に合わせて、国税局・税務署における部内の事務処理についても、ペーパーレス化やデータ活用により効率化・高度化を更に進めていく必要があると考えています。適正な申告を行った納税者が不公平感を抱くことがないように、調査・徴収の効率化・高度化を図りつつ、悪質な納税者に対しては厳正な態度で臨むことにより、適正・公平な課税の実現に努めていくこととしております。

放生： デジタル化が進んでいくなかで、効率化・高度化が求められますが、高岡税務署には専門部署はあるのでしょうか。



署長： 高岡署には専門部署はありませんが、富山署に情報技術専門官がいます。また、国際課税については、金沢署に国際税務専門官が配置されており、調査に同行してもらうことがあります。

西村： 最後に、法人会に対するご意見・ご要望等がございましたら、お聞かせください。

署長： 高岡法人会は、昭和27年に創立された伝統のある法人会であり、「良き経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に取り組みられるとともに、各種研修会・講演会の開催をはじめ、会員による租税教室の開催や小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、公益法人として積極的に社会貢献活動を展開されておられます。

また、企業の税務コンプライアンス向上のために導入された「自主点検チェックシート」の普及推進に積極的に取り組まれており、この活動は申告納税制度を前提とする納税者の自発性の確立に大いに資するものであります。

これもひとえに、川西会長をはじめとする歴代の役

員並びに会員の皆様方のたゆまぬ努力の賜物であり、その御熱意と御尽力に対しまして心から敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、税務行政を取り巻く環境が経済活動のICT化やグローバル化の進展に加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により急速に変化している状況の中、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、新たな生活様式の下で納税者の皆様方が「より便利で、よりスムーズに」申告・納税ができる環境を整備していかなければなりません。

また、制度面においては、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が令和5年10月から導入されることとなっておりますが、制度の導入に当たり、昨年10月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様方に制度の内容を十分に御理解いただき、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただけるよう、各種説明会をはじめ、あらゆる機会を通じた制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

このような取組を推進していくためには高岡法人会の皆様方のお力添えは何よりも大きなものと考えております。

どうか引き続き、税務行政の良き理解者として、より一層の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

西村： インボイス制度の広報・周知は大切だと思います。自分は関係ないという人もおり、まだまだ、知らない人がいるようです。

署長： 今年の所得税の確定申告の際には、インボイス制度の広報・周知をしっかりとするつもりです。

西村： 高岡法人会は、今年、創立70周年を迎え、5月27日に記念式典を開催することとしておりますので、署長さんには、ご出席いただきご祝辞をお願いいたします。また、法人会活動において、税務御当局のご指導・ご支援が不可欠でございますので、今後も、会員企業の健全な発展のため、研修会・説明会等への講師派遣・助言を引き続きお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、長時間にわたっていろいろなお話をいただき、ありがとうございました。

### 豊道和彦高岡税務署長略歴

平成30年7月	三国税務署 署長
令和元年7月	税務大学校 金沢研修所 幹事
令和2年7月	金沢国税不服審判所 管理課長
令和3年7月	高岡税務署 署長

# 令和4年度 税制改正に関する提言（要約）

## I. 税・財政改革のあり方

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

### 1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組み、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これ

を踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## 5. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

政府は「骨太の方針 2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

##### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。

##### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 4 年 3 月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

##### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

## 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成 30 年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成 30 年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10 年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成 29 年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和 5 年 3 月末日）および特例措置の適用期限（令和 9 年 12 月末日）を延長すべきである。

#### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

## 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率 10% 程度まで

は単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

### Ⅲ. 地方のあり方

一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活か

した手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイル指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### Ⅳ. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

### Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応  
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

# ～税を考える週間～ 国会議員・3市長へ提言書を持参!!

## 令和4年度 税制改正に関する提言

高岡法人会役員が、税を考える週間(11/11～17)にあわせ、国会議員・市長に税制改正について直接お会いし説明を行い、提言活動を行った。

### 橘慶一郎衆議院議員(11月13日) 【於 高岡商工ビル】

川西 邦夫 会長  
酒井 道行 副会長  
西村 博邦 副会長  
廣瀬 宏一 副会長  
坂井 昌彦 専務理事



### 角田悠紀 高岡市長(11月12日) 【於 高岡市役所】

川西 邦夫 会長  
酒井 道行 副会長  
西村 博邦 副会長  
廣瀬 宏一 副会長  
吉田 経晃 副会長  
立野 政幸 青年部会副会長  
若野 歌子 女性部会副会長  
坂井 昌彦 専務理事



### 夏野元志 射水市長(11月11日) 【於 射水市役所】

牧田 和樹 副会長  
林 和彦 副会長  
新川 篤志 青年部会副会長  
小川ゆり子 女性部会副会長  
笹谷 幸子 女性部会副会長  
坂井 昌彦 専務理事



### 林 正之 氷見市長(11月15日) 【於 氷見市役所】

清水 幸雄 副会長  
久保 俊介 青年部会副会長  
山田 圭子 女性部会副会長  
坂井 昌彦 専務理事



# 第35回 法人会全国青年の集い 佐賀大会

高岡法人会青年部会が租税教育活動の  
プレゼンテーションで「奨励賞」を受賞!!

令和3年11月25日(木)～26日(金) 会場：佐賀市文化会館



「第35回法人会全国青年の集い」佐賀大会が11月26日(金)佐賀市の佐賀市文化会館にて「つなぐ、維新のちから 輝ける大切な未来へ」を大会スローガンに租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞ファイナリスト事例発表・大会式典・記念講演が開催され、全国各地の青年部会長らが約550名参集したほか2,500名を超えるオンライン参加の登録がありました。

当会青年部会からは立野部会長他2名の合計3名が現地参加をし、また、現地参加が叶わなかった青年部会メンバーもホテルニューオータニ高岡にてオンライン参加しました。





## 雇用管理研修会

令和3年9月28日(火)



- 【場 所】 高岡商工ビル 2階大ホール  
【講 師】 みやもと社会保険労務士事務所 宮本 敦子氏  
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部  
高齢・障害者業務課 担当官  
【内 容】 「傷病手当金、年金、育児休業、退職等でお得な働き方・  
受給を問われたときの人事労務の対応について  
～“お得な情報”が溢れている世の中で、  
本来の“お得”とは一体なに?～」等  
【受講者】 会員 56名

## 改正税法研修会

令和3年10月12日(火)

- 【場 所】 高岡商工ビル 2階大ホール  
【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 篠井 修氏  
「法人税等の税制改正について」等  
高岡税務署 個人課税第一統括官 中田 勝氏  
「所得税の税制改正について」  
【受講者】 会員 48名



## 決算期別研修会

令和3年12月7日(火)



- 【場 所】 高岡商工ビル 4階会議室  
【講 師】 高岡税務署 法人課税審理専門官 篠井 修氏  
【内 容】 決算における主な注意点(改正点含む)等  
【受講者】 11月～1月決算法人 会員4名

## 法人税実務講座(中級)

- 【場 所】 高岡商工ビル 4階研修室  
【講 師】 税理士 油谷 奈津紀 先生  
【内 容】 法人税の基礎知識 等  
【開催日】 10月6日、13日、20日、27日  
【受講者】 会員 28名



## 支部研修会



高岡・射水・氷見支部で次のとおり税務研修会が開催されました。

【高岡支部】令和3年11月12日(金) 参加者44名

【射水支部】令和3年11月11日(木) 参加者27名

【氷見支部】令和3年11月8日(月) 参加者30名

各支部とも、第一講座は、豊道和彦高岡税務署長から「知っておきたい国税不服申立制度」と題し、DVD放映を交えての講話がありました。第二講座は、高岡税務署法人課税第一統括官の栗屋康弘氏から「消費税インボイス制度について」説明がありました。

また、氷見支部は、第三講座もあり、みやもと社会保険労務士事務所の宮本敦子氏から「新型コロナウイルス感染症に関する職場の労務管理について」説明がありました。

### 高岡支部



### 射水支部



### 氷見支部



## 年末調整説明会

令和3年11月19日(金)

年末調整説明会は、令和元年まで税務署主催で実施しておりましたが、国税庁の指示により、今後は、税務署主催の説明会は開催しないことになりました。

これを受け、高岡法人会としては、会員の皆様方の要望等もあり、令和2年に引き続き令和3年も当会主催の年末調整説明会を開催しました。



【場 所】 富山県高岡文化ホール 大ホール

【講 師】 高岡税務署 担当者  
「年末調整のしかた」  
「法定調書の作成と提出の手引き」等  
高岡市役所 担当者  
「給与支払報告書の作成・提出について」

【受講者】 会員205名、一般20名

## 青年部会税経セミナー

令和3年12月15日(水)

【場 所】 ホテルニューオータニ高岡4階

【講 師】 税理士 澤崎 誠次 氏 (元 富山税務署長)

【テーマ】 「税務調査の基礎知識  
～彼を知り己を知らば百戦殆うからず～」

【参加者】 部会員9名



## 社会貢献活動

### 社会福祉法人くるみ「くるみの森」へ寄附



若野女性部会会長、廣瀬副会長は、令和3年9月27日(月)に高岡市の社会福祉法人くるみを訪れ理事長へ10万円を寄附しました。

「くるみの森」は、知的障害、身体障害、発達障害、難病、医療的ケアの必要な子、家庭に困難を抱える子など、支援が必要なお子さんとご家庭の生活を支える地域連携ハブ拠点としてサービスをおこなっており、寄附金は、子供用車椅子(バギー)の購入費用に充てられました。

### 保育園へ手作り雑巾を寄贈

女性部会は、地域に根付いた社会貢献活動の一環として、会員による手作り雑巾と研修会等で集めた未使用タオルを高岡市、氷見市、射水市の保育園に寄贈しました。



高岡市 みつば保育園  
令和3年10月26日(火)



氷見市 ケアハウス万葉の杜  
令和3年9月13日(月)



射水市 八幡保育園  
令和3年10月29日(金)

## 『税に関する絵はがきコンクール』応募用紙を寄託

令和3年9月9日(木)

女性部会の若野会長・村上副会長が高岡税務署を訪れ、租税教育活動の一環として、全国で実施されている「税に関する絵はがきコンクール」の応募用紙5,500枚を、豊道高岡税務署長へ手渡し、各小学校への配布を依頼しました。



## 租税教室

小学6年生を対象に、青年部会・女性部会のメンバーが講師となって、子供達に生活の中での税金の使い方や役立つ税金に関するクイズやスライドを使って租税教室を行いました。



令和3年12月3日(金)  
高岡市立太田小学校 15名



令和3年12月14日(火)  
氷見市立十二町小学校 12名

～ 令和3年度 ～

# 中学生の『税についての作文』受賞者

共催：全国納税貯蓄組合総連合・国税庁／後援：公益財団法人全国法人会総連合 他

正しい税のしくみと役割を理解してもらう目的で、全国納税貯蓄組合総連合と国税庁が共催で、全国の中学生から「税についての作文」を募集。全国法人会総連合も平成24年度から後援協力をを行い、高岡税務署管内で募集した作文の中の優秀な作品1点に高岡法人会会長賞が贈られました。

表彰された方々は次のとおりです。

## ～ 高岡税務署管内表彰 ～

### ★★★★『税についての作文』受賞者の方々★★★★

- |  |               |       |
|--|---------------|-------|
| ★ 《一般財団法人日本税務協会会長賞》<br>「皆で救う誰かの命」          | 高岡市立芳野中学校2年   | 向井 舞華 |
| ★ 《全国納税貯蓄組合連合会優秀賞》<br>「納税は誰のため」            | 射水市立小杉中学校3年   | 中村 愛唯 |
| ★ 《高岡税務署長賞》<br>「食品ロスから税金を考える」              | 射水市立小杉中学校3年   | 黒川 倫叶 |
| ★ 《高岡税務署長賞》<br>「税を知り将来を考える」                | 射水市立小杉中学校3年   | 草野 一徳 |
| ★ 《富山県知事賞》<br>「母子家庭でも豊かな生活を」               | 射水市立射北中学校2年   | 堀川 勇翔 |
| ★ 《北陸納税貯蓄組合総連合会会長賞》<br>「私達を救ってくれていた税金」     | 射水市立新湊南部中学校2年 | 早嶋 甘奈 |
| ★ 《富山県納税貯蓄組合総連合会会長賞》<br>「生活に欠かせない税金」       | 射水市立大門中学校3年   | 寺畑 滯  |
| ★ 《高岡税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞》<br>「税があるから日本がある」   | 射水市立新湊中学校2年   | 大門 香都 |
| ★ 《公益社団法人高岡法人会会長賞》<br>「少子高齢化を止めるために」       | 高岡市立福岡中学校2年   | 吉田 璃羽 |
| ★ 《北陸税理士会高岡支部支部長賞》<br>「税金の大切さ」             | 高岡市立牧野中学校1年   | 中島 来菜 |
| ★ 《高岡税務署管内青色申告会連合会会長賞》<br>「税が回る仕組みとその使われ方」 | 射水市立大門中学校3年   | 小川 達也 |
| ★ 《高岡間税会会長賞》<br>「税について」                    | 高岡市立中田中学校2年   | 小林 天音 |

# 中学生の『税についての作文』受賞作品

## 一般財団法人日本税務協会会長賞

### 皆で救う誰かの命

高岡市立芳野中学校2年 向井 舞華

私の住む富山県では、今年1月、記録的な大雪が観測された。私の家にも道路にもたくさんの雪がつもり、家族総出で雪かきや屋根の雪下ろしをしていた。すると、ドスンッという音がして、見に行ってみると父が苦しそうな顔をして横たわっていた。屋根の雪下ろしをしていた時に、乗っていたハシゴから落ちてしまったのだ。母が急いで救急車を呼び、父は病院に搬送された。幸い、命に別状はなく、2週間の入院だけで済んだ。

救急車を見送ったあと、母が私に「こんな大雪の日でもお金払わずに来てもらえるなんて、感謝せんなんね。本当、ちゃんと税金納めようって気持ちになるわあ。」と言った。私はこの言葉を聞いたとき、頭にはてなマークが浮かんだ。救急車が無料で来てくれるなんて、当たり前なことだと思っていたからだ。

調べてみると、救急車は、1回の出動で諸経費込みで約4万5000円の費用がかかるそうだ。実際、外国ではその費用を自己負担しなければならない場合が多い。その事実を知り、税金によって当然の

ようにこのサービスを受けられる私たちは、とても恵まれていると感じた。また、最大70センチの積雪の中で、スムーズに救急車に来てもらったのは、除雪が行き届いていたおかげだ。除雪車を動かすお金も、税金でまかなわれている。税とは、何に使われているのかよく分からない、私にはまだ遠い存在だと思っていたが、この1件をきっかけにとっても身近に感じるようになった。それと同時に、ありがたいものだと実感することができた。

今まで私は、買い物をするときに、消費税を上乗せして本体価格よりも数10円多く払わなければいけないことに対して不満もっていた。しかし、その数10円が積み重なり、どこかで誰かの役に立つかもしれない、誰かの命を救うかもしれない。そう考えると、何だかとても誇らしくなってくる。私はまだ中学生で、消費税などの間接税しか払っていないが、皆の当たり前の生活のために、成人したらしっかりと税を納めようと思う。

## 全国納税貯蓄組合連合会優秀賞

### 納税は誰のため

射水市立小杉中学校3年 中村 愛唯

「今日も、新型コロナウイルスの感染が拡大し、全国での感染者数が過去最多を更新しました。」

毎日の感染者数が報道される中、私達の学校生活にも、大きな変化が出てきました。今までにはなかったマスクの着用、消毒やソーシャルディスタンスの徹底、GIGAスクール構想によるパソコンの使用など、新型コロナウイルス感染の対策が行われるようになり、友達とも今までの様に接する事が難しくなってきました。

そんな中、我が家にも新型コロナウイルスワクチンの接種券が届きました。母は早めにワクチン接種の予約をし、病院で2回の接種をすませましたが、父は迷いながらも、会社で職域接種をしました。2回もワクチンを接種するのだから、いくらお金を負担しているのかと母に尋ねてみたところ、「全部国の税金で払われとるから、無料やよ。結果的にはみんなの納めた税金かな。」と予想外の答えが返ってきました。

「コロナウイルスのせいで、働けなくなった人達にも、いろんな支援金や給付金が支払われ、生活の一部を助けてもらっているんだよ。みんな一律にもらった特別定額給付金もそれに当たるね。」

私達の身近なところで使われている税金が、こんなにもたくさんの人を守り、公平に使われている事を改めて知りました。

コロナウイルスについて調べている中で、ワクチンの確保に難航している台湾にも、日本からワクチンが寄付されていると知りました。税金は、日本国民だけでなく、国外の人の為にも使われているとわかり、納税をする事に少し誇らしさも感じました。

以前雑誌で、税金は幅広く、立場の違う人達から、不公平感を感じさせないように、いろいろなかたちで、納めてもらっていると、読んだ事があります。父や母が働き、納めている税金もそうですが、日頃から買い物をするたびに、消費税という形で私も税金を納めており、国民の一人として納税をする事に貢献していると感じました。

税金は国や地方で、いろいろな役割を果たす為に集められています。少子高齢化により働く人達が減少する中、税金はますます集まりにくくなります。私達が社会に出た時、税金を納める事ばかりではなく、納めた税金は私達がどのように大切に使うかを考えていく必要があると思います。

## 高岡税務署長賞

### 食品ロスから税金を考える

射水市立小杉中学校3年 黒川 倫叶

日本の年間の食品ロスの量は、500トンから800トンとも言われています。一見、食品ロスと税とにどのような関わりがあるのだろうと思う人も多くいるかもしれませんが。食品ロスになってしまった食べ物の多くは焼却されてしまっています。この焼却費用として、実に、8000億円から1兆円も使われています。この焼却費用はどこから来ているのかと言うと、日本国民が、汗水垂らして働いたお金から出ている税金です。そのような事実を知って私はとても驚きました。

まず、世界中に8億人以上の飢餓で苦しむ人がいる中で食品ロスをしてしまう人がいるということの切なさ。そして焼却によって排出される温室効果ガスによってもたらされる地球温暖化。そして税金の無駄遣い。

食品ロスの焼却をするための8000億円から1兆円もの多額の税金を有効利用するためにも食品ロスをなくし、もっと困っている国民に渡すことがより良い国づくりに使ってほしいものだと思います。例えば300床の病院を建設するのに100億かかるとして1兆円があ

れば、100の病院を建設できます。100の病院があれば全県に2つの病院を置けます。他にも、高齢者に気軽に免許証を返納してもらうために高齢者の交通機関の無料化もできます。そして高齢ドライバーによる事故も防げます。

私たち国民の中には政治家の税金の使い方に関心を持っている人がいると思います。けれど政治家だけに不満を持つというのは大きな間違いだと思います。私たちだって食品ロスをして多額の無駄な税金を使わせているからです。

私は今まで税金について、あまり詳しくありませんでした。しかし、調べるうちにいろいろな事を知ることができました。例えば税金に

よって年金、福祉、医療、教育、公共サービスが支えられています。もし私がケガをしたら無料で病院で、診察を受けられます。その他にも、無料で学校に行け、教科書も無料でもらえます。通学路もきれいに舗装されています。事件や事故があれば警察が対応してくれます。火事が起これば、すぐに消防車が来てくれるし、怪我があれば、すぐに救急車が来てくれます。また24時間365日自衛隊が日本を守ってくれています。

普段、当たり前の日常を過ごす中では、税金を使い、安心安全を提供されていることをなかなか意識していないけれど、それらを理解し、将来税金をしっかり納めるようにしたいです。

## 高岡税務署長賞

### 税を知り将来を考える

射水市立小杉中学校3年 草野 一徳

部活動の最後の大会で僕は試合中にまた怪我をしてしまった。味方の活躍もありその試合は勝ち進んだのだが、僕の3年間の部活動は、次の試合を残して終わってしまった。

落ち込む暇もなく、右腕の痛みを我慢しながら父と病院へ行き、骨に異常がないかレントゲン検査をした結果、幸い骨折はしておらず、先生は親切に怪我の状態を教えてくれた。僕は1か月前にも親指を負傷し、また病院のお世話になってしまったと思いながら、2回目だし、お金はいくらかかるのだろうかと思つた。

受付の事務員の方が、「ピンクの紙は持ってきていますか。」と父に聞き、父はピンク色の用紙を見せていた。病院を出てから、「いくらだったの。」と父に聞くと、父は「射水市は中学3年生まで医療費はかからないから、無料だよ。」と言った。僕はその時、驚きとともに、そのお金は誰が負担しているのだろうかと思つた。

家に帰って父に聞くと、ピンク色の紙は「子ども医療費受給資格証」といって、自治体が子育て支援のために、子どもの入院や通院にかかる医療費を助成している制度だと、教えてくれた。さらに調べてみると、富山県内の市町村すべてが同じではなく、親の所得によっては対象から外れたり、高校3年生まで対象にしているところがあったりした。

そして、これらの助成をするためのお金は税でまかなわれていることが分かった。税金は僕の生活に身近な存在ではなかったが、両親が毎日一生懸命働いてくれて、所得税や住民税、固定資産税などの税金を払ってくれていることに気づいた。また最も身近な税として、買い物をした時に払う消費税や、大好きな銭湯に行った時に払う入湯税という税があることも分かった。

このように社会生活をする上で、税は欠かせないもので、僕たちはたくさんのお金を受けている。今まで通ってきた小中学校もそうだ。義務教育という言葉の響きは、ただ友達に会うのが楽しみな僕にとって、どこか勉強を強制させられているような重たい感じがしていたが、全国のたくさんの社会人が税金を納めてくれていることによって、僕たちは教育を受けることができているのだと思うと、嫌いな勉強もちょっと頑張れる気がする。そしてこれからは、自分の意思で高校を選び、学んでいかなければならないということも感じた。

まだ将来どんな仕事につきたいか、まったく強い思いがなく、なりたい職業があって、目標に向かって勉強できる人をうらやましく思うことがある。だけど税について少し学んだことで、どんな仕事でもいから、しっかりと税金を納められる社会人になろうと思つた。

## 公益社団法人高岡法人会会長賞

### 少子高齢化を止めるために

高岡市立福岡中学校2年 吉田 璃羽

日本では少子高齢化が進んでいます。現在、4人に一人が65歳以上の高齢者となったため、国は社会保障費として税金を医療や年金、介護などに多く使っています。年金は、老後も安心して暮らすために国からもらうお金で、介護費は、体が思うように動かさなくなったときに使われるお金です。

一方で、子育て世代には子ども手当て医療費無料、高校無ししょうなどに税金が使われています。

しかし、少子高齢化が止まる気配はありません。若い世代の負担が大きいまでは、誰も子どもを産まなくなり、ますます子どもが減ってしまいます。

そこで、税金の使い方には、私は兵庫県明石市のモデルを取り入れてほしいと思います。

現明石市長の泉房稲さんは、子ども優先を掲げ、公共事業に使う税金を減らして、子どもや子育て世代に使う税金を増やしました。

例えば、市長就任一期目に、ゲリラ豪雨対策でもある600億円の下水道整備計画を150億円に減らしたり、市営住宅の建設をすべて中止したりして、その代わりに、子どもにかかる予算をこれまでの倍以上、子どもに寄り添う職員を3倍以上にしました。

その結果明石市の人口が、2011年に290,742人だったのが、2020年には299,021人に増加しました。中でも、子育て世代の人口が増加したため、黒字財政になり、70億円まで減っていた貯金額も115億円にまで増えました。

泉市長は、その増えた財政を再び子どもに使って、現在までに中学校の給食、第二子以降の保育料、高校3年生までの医療費などの無料化を行いました。

このように、公共事業を中心とした税金の使い方をやめ、子どもや若い世代に使うことで、少子化を止めることができると思います。ですが、若い世代にばかり税金を使っていると、高齢者が困るのではないかと思う人がいるかもしれません。しかし、子どもが増えれば将来の働き手が増えて財政が潤い、そのお金が高齢者にも回ってきて、高齢者の負担も減ると思います。そして、また若い世代が増え、という繰り返しのなかで、若い人たちが負担する税も少しずつ軽くなっていくと思います。

国や自治体には、高齢者と若い世代、両方の負担を小さくする税金の使い方をしてほしいと思います。

# 令和3年度 納税表彰受賞おめでとうございます!!

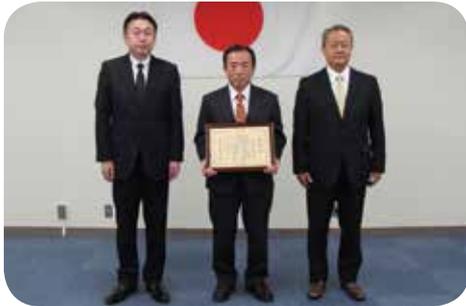
令和3年度の高岡税務署長納税表彰の法人会功績者としての受賞者は次の方々です。

この表彰は、多年にわたり納税道義の高揚と正しい税知識の普及、申告納税制度の発展に努められた方々に贈られるものです。

11月18日(木)、高岡税務署において、豊道高岡税務署長から表彰状が授与されました。

## 寺崎 敏治 様

(公社)高岡法人会 常任理事  
寺崎工業(株) 代表取締役社長



## 松野 郁夫 様

(公社)高岡法人会 常任理事  
(株)マツノ 代表取締役社長



### 税を考える週間 特別講演会



- 【開催日】 令和3年11月17日(水)
- 【会場】 富山県高岡文化ホール(多目的小ホール)
- 【講師】 コリア・レポート編集長 辺 真一 氏
- 【演題】 「日本を取り巻く国際情勢と日本経済への影響」
- 【参加者】 会員46名、一般11名

### ● インターネットセミナーのご案内 ●

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます  
高岡法人会ホームページよりアクセス。視聴用のID・パスワードは高岡法人会までお問い合わせください。

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分	一般経営	<b>NEW</b> 北条義時に学ぶナンバー2学(前編) 2022年1月中旬公開予定	福永 雅文	40分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		中小企業のSDGs経営入門	小野瀬 由一	49分
	テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」活用セミナー (3)	久原 健司	25分		ランチェスター サクセス・ プログラム入門編 第1回	河辺 よしろう	58分
	ウィズコロナ時代 リアル店舗のマスク接客	五味 栄里	110分		渋沢栄一の 「論語と算盤」に学ぶ企業経営	瀧津 孝	55分
	困難でも折れない心を持つための 7つの思考	川崎 雄司	48分		「親子で語る事業承継」 第4回 二条 彪・南波 衛・真田 絢子 座談会	二条 彪	24分
労務	コロナ禍での労務トラブル相談	宮崎 大輔	23分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
法律	<b>NEW</b> ～事例から学ぶ～ 契約トラブルを防ぐ方法(2)	宮崎 大輔	19分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
健康	アクティブ・エンディング	金子 稚子	32分		認知症で困らない! 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
実務家	<b>NEW</b> 時代と共に変化する中小企業経営 公開期限:2022年3月末まで	中村 朱美	82分	経済 政治	<b>NEW</b> 新型コロナウイルス感染症と 日本の危機管理 公開期限:2022年3月末まで	小川 和久	82分

載講師やタイトルは変更になる場合がございます。  
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

# 電子帳簿保存法が改正されました

税理士 濱多 善克

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において「電子帳簿保存法」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、抜本的な見直しがなされました。

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること、及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は大きく次の3種類に区分されています。

## ■ 電子帳簿保存法上の区分

- 1 電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）
- 2 スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）
- 3 電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）

## ■ 改正事項① 電子帳簿等保存

- 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
  - ① 過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用。
  - ② 適用を受けようとする初年度においては、適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出
- 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

## ■ 改正事項② スキャナ保存

- 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
- 2 タイムスタンプ要件、検索要件等について付与期間等緩和されました。
- 3 適正事務処理要件が廃止されました。
- 4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

## ■ 改正事項③ 電子取引（EDI取引、インターネット取引、電子メール取引）

- 1 タイムスタンプ要件及び検索要件について小規模な事業者について緩和されました。
- 2 適正な保存を担保する措置として、電磁的記録の出力書面等の保存の廃止、仮想隠蔽事実の申告漏れ等重加算税の加重措置見直しが行われました。

## ■ 改正のポイント

改正事項③の電子取引について書面保存の廃止、つまり紙等出力保存ではなく電子データとして保存です。令和4年1月から、法人も個人事業主も全員義務化となります。

## ■ 宥恕規定（経過措置）

令和4年1月1日から5年12月31日までの2年間の電子取引につき、上記保存要件に従い保存できないことについて、やむを得ない事情があると認め、かつ、その電子取引の出力書面の提示又は提出に応じることができるときには、上記保存要件を充足できなくとも、電子取引の保存を認める。

詳しくは、国税庁の「電子帳簿保存法関係」等をご覧ください。

# ネットで e-Tax

かんたん・便利♪

# スマートフォンから！

## STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方    Androidの方



Safari



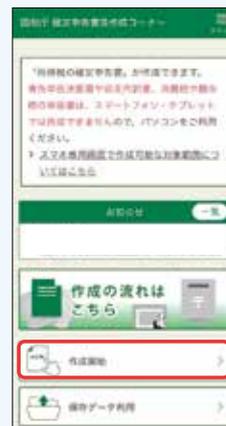
Google Chrome

確定申告

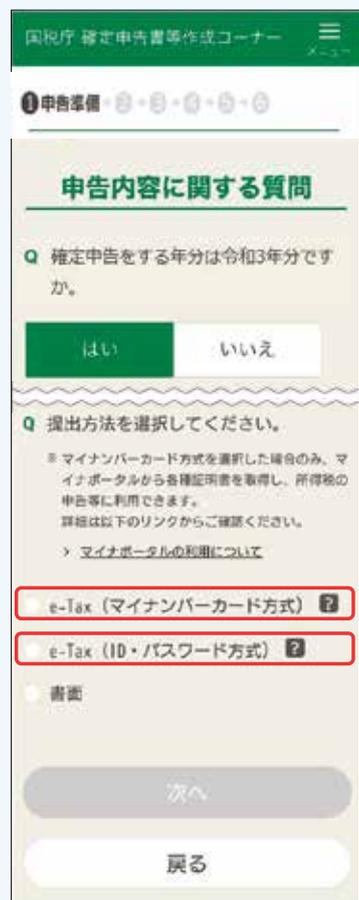


確定申告書等作成コーナー  
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



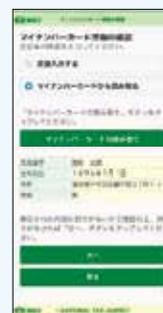
## STEP 2 送信方法を選択



マイナンバーカード方式

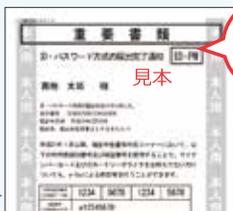


「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り



住所、氏名等の情報が表示されます

ID・パスワード方式



ID・PW  
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」  
をお持ちの方

e-TaxのID（利用者識別番号）と  
パスワード（暗証番号）を入力

**i** 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



国税庁 法人番号7000012050002

## STEP 3 金額などを入力

## STEP 4 送信

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票  
などを入力

### 控除の入力



医療費やふるさと納税の領  
収証などを入力

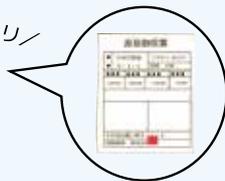


e-Taxで送信

### スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して  
源泉徴収票を撮影



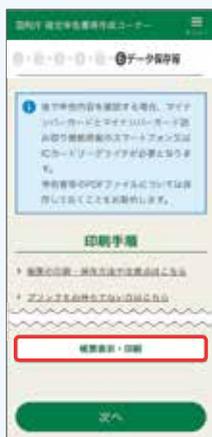
内容を確認



読取内容が自動入力

**NEW!!**

## 保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

### iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ

### Androidの方



「"ファイル"に保存」を選択



自動で端末内に申告書  
データが保存される

## 保存データの確認方法

### iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから  
確認することができます

### Androidの方



「Google Chrome」の  
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから  
保存データを確認できます

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

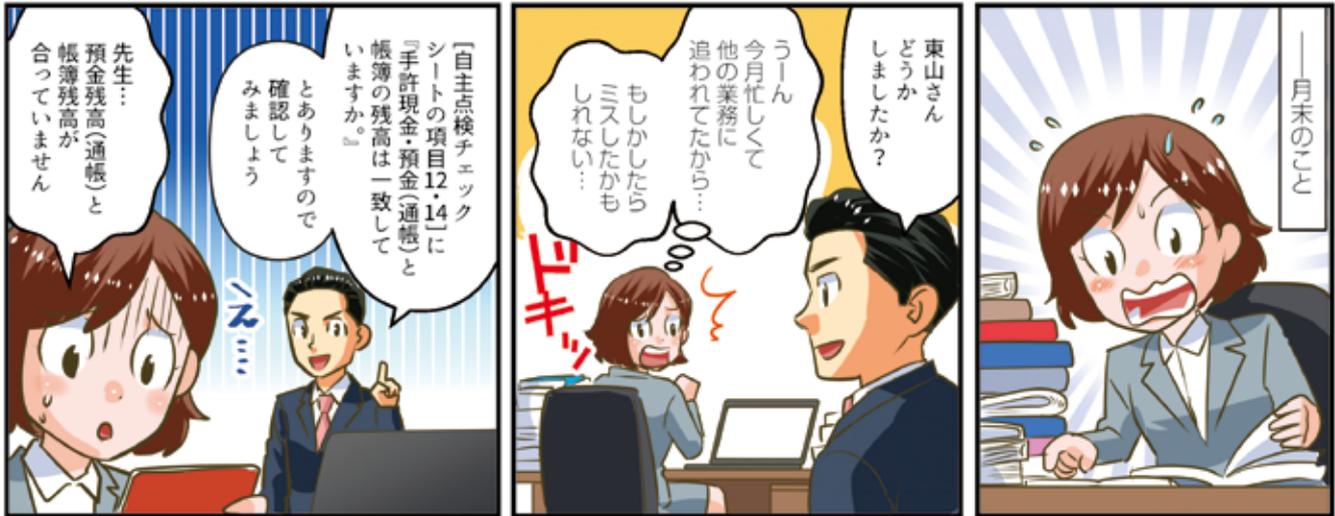
R3.9

マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(現金・預金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

公益社団法人高岡法人会

電話番号 0766-23-8855

URL <https://www.houjin-takaoka.com/>

# 新会員会社紹介

## (株) 山久コーポレーション (越乃庭)

代表取締役 山田 久三



高岡市伏木国分にあるリゾート温泉施設です。  
目の前には鉄道好きにはたまらない氷見線や  
国分浜、遠くには新湊大橋まで見渡せます。

さらに天気の良い日には、壮大な立山連峰を  
眺みながらのご入浴が楽しめます。

自慢の朝風呂では、立山連峰から上がるま  
まな日の出を眺めることができます。綺麗な日  
の出を眺めながら、今から過ごす一日に様々  
な思いを込めて心を洗いながすひとときを味わ  
ってみませんか。

また、2階ではお食事・休憩処やオーシャン  
ビューの個室でのご宴会やご宿泊もおこなっております。

皆様のご利用をお待ちしております。

【営業時間 年中無休】

朝風呂 5:30 ~ 8:00

通常風呂 10:00 ~ 22:00

日曜日 5:30 ~ 22:00

【所在地】 高岡市伏木国分 2-5-25

【電話】 0766-44-7739



日の出の写真など越乃庭のインスタグラムやツイッターで更新中!

## 新会員のご紹介

令和3年8月~

(敬称略)

法人名	代表者
高岡市	
(株)シロカワ	城川 巧司
小杉(株)	小杉 修市
(株)山久コーポレーション	山田 久三
(有)八百石	石田 尚久
北陸海事(株)	久保啓二郎
(株)SKY	島井 良一
BBS ジャパン(株)	北 秀孝
(株)トヨバックス	宮本 英俊

法人名	代表者
射水市	
(株)サイドサポート	深山幸太郎
氷見市	
(株)WYATT	櫻打 悟

### 賛助会員

賛助会員名	代表者
あさひ税理士法人	
山田亮一税理士事務所	山田 亮一

# 高岡法人会創立 70 周年記念講演会のご案内



## テーマ『共通価値の創造とは ～企業に求められる新しい価値観～』

- 日 時 / 令和4年5月27日(金) 14時～15時30分
- 会 場 / ホテルニューオータニ高岡 4階  
高岡市新横町1番地 (0766-26-1111)
- 講 師 / 中央大学法科大学院教授 弁護士

野村 修也 氏

### ◆ 講師略歴 ◆

1962年函館生まれ。中央大学法学部教授等を経て2004年から現職。  
「商法」「会社法」「金融法」が専門で、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、規制改革の研究で知られる。  
1998年に初の民間官僚として金融監督庁参事に就任して以来、金融庁顧問、総務省顧問、厚生労働省顧問など多数の政府委員を歴任。  
現在は、内閣府休眠預金等活用審議会委員、厚生労働省社会保障審議会年金事業管理部会委員などを務める。

### ◆ 出演番組 ◆

- ◆日本テレビ系列「ウェークアップ」キャスター  
「情報ライブ ミヤネ屋」「関西情報ネット ten」
- ◆テレビ朝日「サンデー LIVE!!」

## 表紙説明

### 雲龍山勝興寺（重要文化財）

戦国時代、越中一向一揆の拠点となった寺です。中世城郭寺院の威勢を示し、本堂は国指定の文化財としては日本で8番目の規模を誇ります。勝興寺は、越中を支配下におき、戦国時代の複雑な政治情勢の下、甲斐の武田氏や越前の朝倉氏等の戦国大名との関係を深めていきました。近世に入ると、勝興寺は加賀藩主前田家、本願寺及び公家との関係を深め、越中における浄土真宗の触頭として近代にいたるまで権勢を振るいました。実ならずの銀杏、天から降った石、水の涸れない池などといった勝興寺に伝わる七不思議が有名です。23年にわたる修復工事が終わり、



2021年4月13日に竣工式が執り行われました。

約3万平方メートルの広大な境内には本堂をはじめとする12棟の建造物が重要文化財に指定されています。この境内地は、奈良時代には越中国府の所在地といわれ、国守として万葉歌人大伴家持が赴任し、境内には万葉歌碑も建てられています。

表紙写真提供 公益財団法人 勝興寺文化財保存・活用事業団

